

## ○プールの安全管理及び水泳等の事故防止について

平成24.6.11 平24教安体第251号 学校安全・体育課長から  
各公立高等学校長 県立高森みどり中学校長 県立下関中等教育学校長  
各県立特別支援学校長 各市町教育委員会教育長あて 通知

このことについて、別添写しのとおり文部科学省から通知がありました。

つきましては、文部科学省通知及び下記の点に御配意いただき、プールの安全管理・衛生管理及び水泳等の事故防止について適切に実施されるよう、貴管下各学校及び公営プール施設に対し、周知徹底をお願いいたします。

特に、プールの排水口の蓋及び吸い込み防止金具等の点検につきましては、プール清掃時等に、必ず実施していただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 プールの排(環)水口の蓋及び吸い込み防止金具の強度、ボルト等による固定等が十分か、定期的に点検し、不備な箇所は速やかに改善を図ること。
- 2 プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な人数を配置するとともに、救護員についても、緊急時に速やかで的確な対応が可能となる人数を確保すること。

また、安全管理に携わる全ての従業者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

- 3 プールの安全管理・衛生管理については、「プールの安全標準指針」及び「学校環境衛生の基準」を参考として徹底を図るとともに、学校における指導に当たっては、「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」及び「水泳指導の手引き（二訂版）」を参考とすること。
- 4 プールにおける事故には、スタート時に逆さまに深く入水し、水底に頭部を打ち付けるなどの重大事故が多いことから、個人の能力に応じた段階的な指導と安全管理を徹底すること。

また、一定の技能を身に付けている児童生徒の重大事故例や、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故例も報告されているので、十分注意すること。

- 5 コースロープ等の管理を適切に行うこと。

また、プールサイドに不要な器具等を放置せず、安全に留意すること。

- 6 プールの遊離残留塩素濃度は、プール水使用前及び使用中 1 時間に 1 回以上測定し、必要事項を帳簿等に記録するとともに、保存しておくこと。  
また、プール水等の排水については、事前に必ず水質検査を行い、残留塩素の低濃度を確認した上で放水すること。  
なお、プールの水質管理や排水時の措置については、学校薬剤師の指導・助言を得ること。
- 7 プールで使用する塩素剤等の取扱いや保管場所等について、安全に十分配慮すること。
- 8 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、水泳事故防止に関する心得を十分指導し、家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。
- 9 児童生徒の発達段階に応じて、水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう、学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。